

平成29年度第1回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 平成29年6月20日(火)10時00分～11時45分 造幣局会議室

委員 松川 正毅 (大阪大学 名誉教授、大阪学院大学法学部 教授)
谷口 勢津夫 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授)
伊勢田 道仁 (関西学院大学法学部 教授)
神部 裕之 (独立行政法人造幣局 監事)
初岡 直子 (独立行政法人造幣局 監事)

委員長 委員の互選により松川委員が委員長に決定

審議対象 調達等合理化計画について

- (1) 平成28年度の自己評価の点検
- (2) 平成29年度の計画策定の点検

個々の契約案件の事後点検【平成28年度下期(10月～3月)】

- (1) 新規の随意契約となった案件 3件
- (2) 2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 6件
 - ・うち一般競争入札で一者応札のもの (4件)
 - ・うち公募で一者応募のもの (2件)

調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- (1) 合理化計画の実施状況の点検
 - ・契約全体の一覧表による点検
- (2) 随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検
 - ・随意契約及び一者応札・応募契約におけるいわゆる落札率(契約金額/予定価格)による点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし

意見・質問	回答
<p data-bbox="183 250 624 286">『調達等合理化計画』について</p> <p data-bbox="183 349 775 385">(平成28年度の自己評価結果について)</p> <ul data-bbox="183 398 798 676" style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の合理性の担保にかかる自己評価について、一者応札・応募ではもちろんその合理性が担保されていなければいけないと思うが、競争入札を点検の対象とするなど、一者応札・応募に限らず、もう少し範囲を広げてはどうか。 ・ 低入札となった場合では、価格の合理性だけでなく、仕上がりなども含めた総合的な調査が必要ではないか。 <p data-bbox="183 981 711 1016">(平成29年度の計画策定について)</p> <ul data-bbox="183 1030 798 1308" style="list-style-type: none"> ・ 「調達に関するガバナンスの徹底」について、造幣局のようにお金を取り扱う組織では調達だけでなく、その後の管理等も含めて、ガバナンスを行き届かすことが必要だと思うので、「調達等に関するガバナンスの徹底」としてはどうか。 <p data-bbox="183 1666 751 1702">『個々の契約案件の事後点検』について</p> <p data-bbox="183 1765 647 1800">(新規の随意契約となった案件)</p> <ul data-bbox="183 1814 798 1944" style="list-style-type: none"> ・ 緊急随契をすると、一般競争入札や公募を比べて、どのくらい早く調達することができるのか。 	<ul data-bbox="826 398 1439 676" style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を作成する際の審査では、過去に何度もかなり低い価格で入札が行われている場合などでは、予定価格が高いのではないかとの観点で審査するなど、個別にきちんと審査しているが、ご意見のあったことについて、今後検討することとしたい。 ・ いわゆる安かろう悪かろうの問題だと思うが、これからも肝に銘じて取り組んでいきたい。 <ul data-bbox="826 1030 1439 1554" style="list-style-type: none"> ・ 「調達に関するガバナンスの徹底」について、特に「不祥事の発生」については、調達以外の部分も含まれると考えるのが素直なので、修正させていただくこととしたい。 なお、独立行政法人通則法の枠組みで、毎年、主務大臣が定めた業務全般の年度目標に基づき、私どもで事業計画を策定し、主務大臣の認可を得るプロセスを経ているが、年度目標や事業計画には、重要物品の管理に関するガバナンスといったことも盛り込まれているところである。 <ul data-bbox="826 1814 1439 1989" style="list-style-type: none"> ・ 金額が大きく官報公告が必要となるような場合で2～3週間程度の短縮となり、それ以外では長ければ1か月程度の短縮となる。

・顧問契約の場合は、造幣局に関する知識が必要になると思うが、動産引渡等請求事件訴訟は一般的な事件であり、その法律事務を特に顧問弁護士に委任した理由はどのようなものか。

本件に関して今後も随意契約を続けていくのか。

・動産引渡等請求事件訴訟にかかる契約について、緊急随契の要件に該当しないのか。このような突発的な事件について、一般競争入札や公募での対応が可能なものか。

『調達等合理化の推進に向けて議論すべき事項』について

(合理化計画の実施状況の点検)

・電話契約について、「競争入札への移行を検討中」となっているが、見直すタイミングについてどのように考えているのか。

・東京支局の土壌汚染対策工事について、当初予想していないものが地中から見つかったときはどうするのか。

・窃盗事件が発覚した時点から、造幣局の対応について相談しており、本件に関して事情に詳しく、盗品の回復にかかる占有者に対する請求期限が間近に迫っていたこともあり、顧問弁護士に委任したものである。

一審判決の内容等を見ながら、顧問弁護士に引き続き依頼するのか、新たな弁護士に依頼するのか、今後考えていくこととしたい。

・緊急随契が可能な場合もあるが、本件については、窃盗事件が発覚して以来、顧問弁護士に対応について相談してきており、契約までに半年の期間があったこと等により、緊急随契の必要はなかった。

・私どもが要求するサービスを複数の事業者が提供できることが確認できたら、競争入札に移行したいと考えているが、災害時優先回線が使用可能な事業者について調査中である。

・程度にもよるが、入れ替える土壌の量の変更等で対応できるのであれば、当初入札の金額設定の考え方にに基づき、契約金額の変更を行うことになる。量の変更等で対応できないような場合は、改めて契約を結ぶことになる。

<p>(その他)</p> <p>・一者応募となっているクレジットカード利用にかかる加盟店契約について、手数料率の改善が思うように見られない。手数料率が高く、利用額も少ない状況にあるカードの利用等についてどのように考えているのか。</p>	<p>・他に代理店がないことから、手数料率が高くなっているのが現状であり、契約の更新の際には、他に代理店がないか、必ず確認しなければいけないと考えている。</p> <p>現在利用できるクレジットカードのブランドの数を今後も維持する必要があるのかについては、ユーザの利便性等も考慮しながら、考えていかなければいけない課題だと思うので、担当課に検討を進めるよう依頼する。</p>
--	---